

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成26年5月9日

新潟県監査委員	野	上	信	子
新潟県監査委員	小	林	林	一
新潟県監査委員	桜	井	甚	一
新潟県監査委員	田	宮	強	志

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

新潟市中央区東中通一番町86番地51新潟東中通ビル3階新潟中央法律事務所内
新潟市民オンブズマン 代表者 齋藤 裕

2 請求の要旨

(1) 新潟県は、平成10年5月21日、協同組合新発田商業開発との間で、新潟県が協同組合新発田商業開発に、中小企業高度化資金11億9,645万2,000円を貸し付ける契約を締結し、これを貸し付けた。

(2) 償還条件は、平成15年9月30日から平成29年9月30日まで、毎年30日限り、各7,977万円を返済するというものであった。

なお、契約書においては、償還期限までに貸付金を返還しない場合、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じて延滞した金額に年10.75パーセントの割合による違約金を支払うことが約されている。

(3) 上記償還条件に従うと、平成21年12月7日時点で、 $7 \times 7,977$ 万円 = 5億5,839万円が返済されているはずである。

ところが、「中小企業高度化資金貸借契約の条件変更について（通知）」によると、平成21年12月7日時点での残高は11億900万円もある。すなわち、5億5,839万円を返済していなければならぬ間に8,745万2,000円しか返済していない。7年かけて1年分しか返済していないということである。

(4) よって、新潟県としては、協同組合新発田商業開発に対し、残元本に対する平成15年10月1日から完済まで年10.75パーセントの割合による違約金の支払を請求すべきであるが、一切行っていない。

(5) 協同組合新発田商業開発に対し、平成15年10月1日から完済まで年10.75パーセントの割合による違約金の支払を請求するよう知事に勧告することを求める。

3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成26年3月3日をもってこれを受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成26年4月3日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人の陳述及び新たな証拠の提出は行われなかった。

第3 監査の実施

1 監査の対象

新潟県が協同組合新発田商業開発との間で締結（平成10年7月1日公正証書作成）した新潟県中小企業高度化資金貸借契約（以下「本件契約」という。）に係る違約金の請求について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

商業振興課

第4 監査委員の交替

平成26年3月31日監査委員石上和男の退任により、同年4月1日新たに田宮強志が選任されたので、監査委員事務引継を行った。

第5 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 本件契約の相手方について

協同組合新発田商業開発（以下「本件組合」という。）は、地元の小売業者が組合員となって、中小企業等協同組合法に基づいて、平成8年10月24日に設立された法人であり、特定商業集積の整備に関する特別措置法の承認を受けて整備された商業集積「コモタウン」内において、ショッピングセンター「ピオ21」の運営を行っている。

(2) 新潟県中小企業高度化資金貸付について

ア 県は、本件組合に対し、県の中小企業高度化資金貸付制度により、ピオ21の建設に要する費用として、平成10年5月21日、無利子、償還期限20年、5年据置15年均等償還（平成15年9月30日は7,977万円、平成16年から平成29年まで毎年9月30日に7,976万3,000円ずつの分割払）、延滞違約金年利10.75%、貸付対象建物及び組合所有地に第1順位の抵当権を設定、組合員個人を連帯保証人とする等貸付条件として、11億9,645万2,000円を貸し付け（以下「本件貸付け」といい、本件契約に基づく貸付金を以下「本件貸付金」という。）、同年7月1日公正証書を作成した。

県の中小企業高度化資金貸付制度とは、中小企業者が組合等を設立し、共同して経営基盤の強化を図るためにショッピングセンター等を建設する事業等の中小企業高度化資金（以下「高度化資金」という。）の対象となる事業を実施するに当たって、土地、建物等の施設の設置に必要な資金の貸付けなどを行うものである。

イ 本件組合は、県の高度化資金の貸付けを受けるため、平成9年11月25日、本件貸付けの貸付申請書を提出した。県は、中小企業事業団（現・独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。））に同月27日付けで本件組合に貸し付けるための資金の借入申請書を提出し、平成10年3月4日、中小企業事業団から県に対する8億760万5,000円の貸付決定（償還期限20年、償還方法5年据置15年均等償還、無利子）を受けた後、同月16日、本件組合に対して11億9,645万2,000円の本件貸付けを決定し、同年5月21日、本件契約が締結された。

(3) 本件契約の変更について

本件組合は、オープン直後からの業績不振が続いており、本件貸付金の償還が始まった平成15年当初から、本件契約の約定どおりに当該年度の償還金額の償還ができない状況であった。そこで、本件組合は、県との間で、新潟県中小企業高度化資金等助成規則第14条に基づき、平成15年度から平成25年度までの間、毎年、当該年度の償還金額を減額して次年度以降の償還金額を加算する内容の変更契約を締結しており、平成22年度及び23年度には当該年度の償還金額を減額して次年度以降の償還金額を加算する内容に加え、最終償還期限を各1年延長する変更契約を締結している。

また、県が中小機構から借り入れている資金（以下「機構借入金」という。）に関しては、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」の償還猶予の規定に基づき貸付条件変更に係る中小機構の承認がなされている。

(4) 平成25年9月27日の貸付条件変更契約について（直近契約）

本件組合は平成25年5月31日に、平成25年度の償還金額1億3,425万円を3,500万円に減額し、翌平成26年度から平成30年度までの償還金額を各1億5,410万円に、平成31年度の償還金額を1億6,350万円に変更する「中小企業高度化資金貸付条件変更申請書」を県に提出した。

県は、専門的見地での経営診断を行うため、公益財団法人にいがた産業創造機構とともに診断班を組み、本件組合の決算報告書などの資料に基づいて本件組合の経営内容や改善の見込みを診断し、担保価値を調査するなどした。

その結果、変更前の高度化資金約定償還額は多額で本件組合の財源確保は困難であり、本件組合の事業継続を図り業績回復を待たなかつた貸付金の回収を図る方が徴収上有利と判断し、県は本件組合との間で平成25年度の償還額を減額する変更契約（以下「本件変更契約」という。）を平成25年9月27日に行った。また、機構借入金の貸付条件変更については中小機構から承認されている。

2 監査対象機関の見解

違約金は、契約に基づく償還期限までに償還が行われなかった場合、その延滞日数に応じて徴収するものであるが、県と本件組合は平成15年度以降の各年度において貸付条件を変更する契約を締結し、本件組合は変更契約内容に基づき償還期限までに支払いを行っており、県が本件組合に違約金を請求する権利は発生していない。

また、法施行令第171条の6では債権管理について一定の知事の裁量が認められており、本件条件変更は、診断結果に基づき、知事の裁量が認められる範囲内で、適正な意思決定の手続を経て、中小機構の承諾の上で条件変更契約を行ったものである。

上述のとおり、県は違約金請求権を有していないため、違法又は不当に財産管理を怠る事実はない。

3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し次のとおり判断する。

請求人は、本件貸付金に係る各年度の償還期日が到来したのについて、約定どおりの償還がなかった時点で本件契約第7条の違約金が発生しているにもかかわらず、当該違約金請求権を行使していないことが法第242条第1項規定の「財産の管理を怠る事実」に該当すると主張しているものと解される。

ところで、本件においては各年度の償還額及び償還期限の変更に関し、これまでに11回の変更契約が行われているが、「財産の管理を怠る事実」すなわち違約金の発生及びその請求を怠る事実の有無は、これらの変更契約が適法になされているか否かに係るものである。

住民監査請求においては、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない」（法第242条第2項）とされており、また、法第242条第2項の規定について、平成14年7月20日最高裁判所判決によれば、「怠る事実を対象としてされた監査請求であっても、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合には、当該行為が違法とされて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、これを客観的、実質的にみれば、当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ず、当該行為のあった日又は終わった日を基準として本件規定を適用すべきものである」とされている。

これらを踏まえ、平成25年9月27日前行われた変更契約については財務会計行為のあった日から1年を経過していることから監査の対象から除外し、本件変更契約を監査の対象とした。

債権管理に関して、法第240条第3項においては、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる」と、法施行令第171条の6第1項においては、普通地方公共団体の長は、「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき」などの場合においては、「その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる」と規定されている。これらの規定の趣旨は、知事に貸付条件の変更等の債権管理について一定の裁量権を認めたものと解される。

これを本件についてみると、本件変更契約は新潟県中小企業高度化資金等助成規則第14条に基づいて行われたものであり、また、公益財団法人にいがた産業創造機構とともに行った専門的な見地からの経営診断に基づき、変更前の高度化資金約定償還額は多額で本件組合の財源確保は困難であり、本件組合の事業継続を図り業績回復を待つなかで貸付金の回収を図る方が徴収上有利であるとの判断のもとに行われたものである。併せて、その変更に伴う機構借入金の貸付条件変更承認もなされている。

これらのことから、本件変更契約を行ったことが法令で認められた知事の裁量権を逸脱し、又は濫用したものとはいえず、本件変更契約は適法なものと認められる。

よって、本件変更契約に係る違約金は発生しておらず、県が違法又は不当に財産管理を怠る事実はないと認められることから、請求人の主張については、理由がないものと判断する。